

事業主の皆さんへ 市民税に関するお知らせ

従業員の個人住民税は給与から特別徴収して納入を！

特別徴収とは、所得税と同様に、事業主が個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、給与所得者に代わって納入する制度です。

個人住民税の特別徴収は、地方税法等により、原則として、所得税の源泉徴収義務者である事業主に義務付けられています。

長崎県と県内全市町と協力し、本市では原則として平成26年度から法定要件に該当する全ての事業主を特別徴収義務者として指定します。

特別徴収のメリット

- ① 所得税は毎月の給与から源泉徴収額を計算しなければなりません。個人住民税は佐世保市が税額計算し通知しますので、事業主で計算する手間がありません。
- ② 従業員が納税のために金融機関に出向く手間が省け、納め忘れがなくなります。
- ③ 年税額を4回で支払う「普通徴収」と比べ、給与からの特別徴収は12回払いとなり、負担感が軽減されます。

給与支払報告書等の電子提出が義務化されます

平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書等について適用されますので、ご注意ください。

※平成24年分の給与所得に係る源泉徴収票の提出枚数が1,000枚を超える場合について、給与支払報告書の光ディスク等、またはエルタックスによる提出が義務化されます。

eLTAX(エルタックス)のご利用を！

エルタックスとは、地方税に関する手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。法人市民税の申告、届け出、給与支払報告書の提出は便利なエルタックスをご利用ください。

エルタックスのホームページ

<http://www.eltax.jp/>

☎市民税課 24-1111

市立総合病院 時間外選定療養費の徴収を開始します

総合病院の救命救急センターの役割は、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の重篤な救急患者に対して24時間365日救急医療を提供することであり、入院や手術を必要としない軽症患者の外来受診は原則的に行っていません。

軽症の場合は急病診療所等を受診していただくようお願いしていますが、現在も多くの軽症患者が直接来院されるため、一刻を争う救急重症患者の受け入れに支障を来している状況になっています。

このような事態の発生をなくし、軽症患者の時間外での救命救急センターへの受診を控えていただくため、来年4月から緊急性を要しない軽症患者の時間外受診に対し、診療費とは別に「時間外選定療養費」（時間外受診における保険外自己負担金）の徴収を開始することにしました。

安全で質の高い救急医療を提供するために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

運用開始時間 平成26年4月1日(火)0時～

時間外選定療養費 4,000円(税別)

対象となる時間帯

平日＝17時15分～翌朝8時30分

土・日曜、祝日、年末年始＝終日

※入院となった場合や救急受診のための紹介状を持参した場合、公費適用患者、15歳未満等は時間外選定療養費の徴収対象外となります。

☎市立総合病院経営企画課 24-1515

軽症の場合は市立急病診療所へ

市立急病診療所(高砂町5-1) 25-3352

診療日	診療科目	診療時間
月～土曜	内科、小児科	20時～23時
日曜・祝日 年末年始	内科、外科 小児科	10時～18時

※15分前までに受け付けを済ませてください。

☎医療政策課 24-1111

9月定例会市議会で可決等された主な議案

9月5日(木)から27日(金)に開かれた9月定例会市議会で可決等された40議案の中から主な議案の概要をお知らせします。

主な条例・一般議案

佐世保市景観条例の一部改正の件

黒島地区を重点景観計画区域に指定することに伴い、当該区域における届出対象行為などを定めるもの

☎まち整備課 24-1111

工事請負契約締結の件

佐世保港国際旅客ターミナル(仮称)改修(建築)工事に関し、請負契約を締結するもの。工事の概要は鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て、改修延べ面積約4,900㎡の建築を行うもの

☎みなと整備課 25-9353

補正予算

国の緊急経済対策に伴う交付金と臨時的な職員給与の減額等を財源として、地域の活性化等の緊急課題への取り組みのため増額補正を行いました。

一般会計補正予算の主な内容

- ① 地域の活性化等緊急課題への取り組み
 - ・小・中学校図書館図書購入など24件 3億6320万円
 - ・非常用電源装置整備に係る市債償還財源として基金への積み立て 5億1100万円
- ② 職員の給与減額等に伴うもの △8億4984万円
- ③ 国・県の補助決定に伴うもの 1293万円
- ④ 災害復旧 1億2524万円
- ⑤ その他(フェルメールとレンブラント展(仮称)開催事業費など) 2億2485万円

補正予算の内訳

会計	補正額	補正後の予算額
一般	3億8738万円	1124億3443万円
特別	2億6214万円	740億3773万円
企業	△1億9753万円	405億7607万円

☎財政課 24-1111

善行功労者表彰候補者の推薦を募集

本市では、来年4月の市政功労者表彰式で表彰する「善行功労者」の候補者の推薦(他薦だけ。自薦不可)を募集しています。皆さんからの推薦をお待ちしています。

対象

地域の清掃美化、登下校の見守りなど、市民の模範となるボランティア活動等に10年以上従事した人や団体 ※役職や年齢は問いません。

※役職としての活動、謝礼金を受け取る活動、社会奉仕に当たらないと判断される活動などは除きます。 ※同様の功績により、すでに市政功労者表彰を受けた人や団体は対象となりません。

推薦方法

推薦書に必要事項を記入し、郵送(〒857-8585、住所不要)、ファクス(25-2184)、Eメール(hishok@city.sasebo.lg.jp)のいずれかで秘書課へ

※募集要領と推薦書は市役所1階玄関案内、各支所、宇久行政センターなどで配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

締め切り 12月27日(金)必着

☎秘書課 24-1111

市政懇談会 「おじゃましま～す！市長です」

市長と住民の皆さんが、地域の課題などについて話し合う市政懇談会「おじゃましま～す！市長です」。

11月は下記会場で開催しますので、どうぞご参加ください。

開催日	会場
11月11日(月)	三川内地区公民館
18日(月)	中里皆瀬地区公民館
19日(火)	大野地区公民館
21日(木)	中部地区公民館
25日(月)	日宇地区公民館

※時間はいずれも14時～16時です。

今後の予定は本紙などで随時お知らせします。

☎市民生活課 24-1111